

## 規制改革ホットライン処理方針(令和2年1月27日)

## デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)
【令和元年7月31日までの提案】		
① 地方税の電子納付等効率化の推進	検討に着手	◎
② 電子提出を念頭に置いた、介護保険制度における指定申請・変更届出、給付費等の請求及び受領に関する国民健康保険団体連合会への届出・変更届出(以下、「報酬請求及び受領に関する届出・変更届出」とする。)、事故報告の帳票様式の全国統一	検討に着手	◎
③ 行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	検討を予定 【厚生労働省】 対応	◎
④ 保育所入所に必要な証明書に関する見直し	①、②対応 ③検討に着手	◎
⑤ 経営事項審査における手続き緩和	検討に着手	◎
⑥ 自動車登録における印鑑証明書事前承認手続きの統一化・簡素化	その他	△
⑦ 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」の報告様式の統一	対応	◎
【令和元年8月1日以降の提案】		
⑧ 税・公金の電子納付の推進	検討に着手	◎
⑨ 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」の推進等	検討に着手	◎

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

①

受付日	30年9月28日	所管省庁への検討要請日	30年11月1日	回答取りまとめ日	元年7月25日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	地方税の電子納付等効率化の推進
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 地方税等は原則として納付書等の文書により収納することとなっており、納税者、地方公共団体、金融機関も含めそれぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方税共通納税システムの賦課税拡大。</li> <li>2. マイナポータル公金決済サービス利用拡大に向けた支援。</li> <li>3. 利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等)。</li> </ol> <p>【要望理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成31年10月から、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(特別徴収)の電子納税を可能とする地方税共通納税システム導入が予定されている。これら税目に加え、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は大きく拡大することから、早期の税目拡大に向けて検討を推し進めて頂きたい。</li> <li>2. マイナポータルの公金決済サービスについて、システム的な準備は既に完了している一方、実際に利用可能としている地方公共団体はまだ存在しない。個人による納付の効率化の観点から、マイナポータルの公金決済サービス上であらゆる税・公金の納付が可能となるよう、全国すべての地方公共団体に対し財政面も含めた幅広い支援をお願いしたい。</li> <li>3. 上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがあると想定。口座振替やペイジー、コンビニなどといった既存の納付方法の普及のほか、例えば、バーコードやQRコード等を活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体に対する幅広い財政支援はこれら取組を後押しする意味で極めて有効。</li> </ol>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	
該当法令等	地方税法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

②

受付日	31年2月6日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	31年5月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	電子提出を念頭に置いた、介護保険制度における指定申請・変更届出、給付費等の請求及び受領に関する国民健康保険団体連合会への届出・変更届出(以下、「報酬請求及び受領に関する届出・変更届出」とする。)、事故報告の帳票様式の全国統一
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b>                  介護保険制度における指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票様式を全国統一し、各地方自治体にその活用を求めるべき。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行では、介護保険制度の手続きにおいて、指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告を行う際には、それぞれ定められた自治体(保険者および管轄の自治体等)へ帳票を提出している。</li> <li>・指定申請・変更届出については厚生労働省事務連絡(2018年9月28日老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課・振興課、老人保健課発)の下でエクセル形式の帳票様式の活用を呼びかけているとは言え、依然として自治体間で様式に違いも見受けられる。</li> <li>・このため、帳票の様式そして添付を要する書類が異なり、記載内容が同一の場合でも提出先数分の帳票の作成が必要となり、各事業所の事務の抜本的な効率化にはつながっていない。</li> <li>・また、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票についてはエクセル形式の帳票様式の提供などがなされていない。</li> <li>・したがって、国として、指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票様式を全国統一し、各自治体にその活用を求めることが適当である。その際、自治体の事務上必須と判断される情報については、その種類等に関して自治体が妥当性を判断するためのガイドラインを厚生労働省が示し、その後の状況をモニタリングするとして、別添付にて提出することも考えられる。</li> <li>・これを実現した上で、将来的には国、自治体、介護事業者等の関係者との慎重な検討を行い、各種帳票を一元的かつ電子的に提出することが可能なプラットフォームを構築していくべきである。</li> </ul> <p>また、老人福祉法に基づく手続きおよび高齢者住まい法におけるサービス付き高齢者住宅に係る手続きについても同様の対応をしていくべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省、国土交通省
制度の現状	<p>・介護保険サービス事業所等の指定申請及び変更届出については、「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号)において、指定を受けようとする者が提出すべき項目を定めているのに加え、各サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、地方自治体が従うべき基準及び参酌すべき基準を定めています。その上で、事務連絡(直近の発出は「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」(平成30年9月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡))において、申請書の様式例及び添付すべき書類と参考様式を示しています。</p> <p>・介護報酬請求の加算に関する届出等については、各サービス等の費用の額の算定に関する基準を示す告示にて、費用の算定に関する基準(単位数表等)を定めています。その上で、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)にて、届出項目、届出様式、記載上の留意点等を示しています。さらに、一部加算等について、別途通知により、事務処理手順及び様式を示しています(例:介護職員処遇改善加算)。</p> <p>・事故報告の帳票については、各介護保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、事故が発生した場合には市町村に連絡を行うことが規定されています。その際の様式については、各市町村が定めている場合もあります。</p>	
該当法令等	介護保険法施行規則、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、他	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	介護保険制度における行政が求める文書については、簡素化等に関する検討を進めており、平成30年度老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」の結果も踏まえて検討を進め、平成31年度中に、一定の結論を得る予定です。 老人福祉法・高齢者住まい法に基づく手続に関しても、必要に応じ上記と併せて検討を行う予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

③

受付日	31年2月8日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	31年4月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化
具体的内容	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                  行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。                  そこで、照会文書の様式を統一化するとともに、手続を電子化すべきである。                  昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	<p>【総務省】                  地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】                  国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところだ。                  その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】                  生活保護の照会については、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しております。また、本年3月6日に開催された、地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で、様式を統一化した旨周知を行いました。</p>	
該当法令等	<p>【総務省】                  地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】                  国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】                  生活保護法第29条</p>	
対応の分類	検討を予定【厚生労働省】対応	
対応の概要	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】                  行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。                  具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。</p> <p>【総務省】                  地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】                  照会文書の書式の統一化については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。</p> <p>【厚生労働省】                  毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定です。                  また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上しました。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

④

受付日	31年2月8日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	元年7月25日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	保育所入所に必要な証明書に関する見直し
具体的内容	<p>① 名称の統一(就労証明書) 就労証明書、勤務証明書や在職証明書など、市区町村で名称が異なり、従業員からの問い合わせや従業員への案内に負担が生じているため、名称を「就労証明書」に統一すべきである。</p> <p>② 様式及び記載項目(定義)の統一(就労証明書、休業証明書、復職証明書等) レイアウトや記載項目の定義が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならず、広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準的様式」を作成したものの、標準的様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求めるケースが発生している。 そこで、標準的様式の活用を必須とし、記載項目(定義)も統一化し、備考欄への追加も最小限とすべきである。 (参考) ・レイアウトが異なる例:氏名、住所、勤務実績等の項目の位置 ・記載項目の定義が異なる例: ① 給与額:通勤手当を含む/含まない、賞与を含む/含まない、基本給のみ、総支給額等 ② 勤務日数:有給休暇を含む/含まない ③ ①や②の必要月数:3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月 ④ 勤務時間:休憩時間を含む/含まない 育児短時間勤務取得の場合に取得前の勤務時間/取得後の勤務時間 ※ なお、標準様式では、休憩時間を含むと明記されているが、育児短時間の場合の取り扱いの記載がないため、解釈に迷う。</p> <p>③ 社印押印の代替手段の検討加速化(就労証明書) 就労証明書には企業(勤務先)の社印を押印しなければならない。2018年10月より、マイナポータルの「就労証明書作成コーナー」を活用することで証明書の記載事項を電子的に入力できるようになったが、押印が必要なために証明書を印刷する作業が残り、一連の作成プロセスが電子的に完結しない。規制改革推進会議・行政手続部会の資料には、「就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにどのような手法や枠組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい」とあるため、検討を加速化すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房、内閣府、厚生労働省
制度の現状		<p>・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要がある、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること、</p> <p>・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たっての企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があることを踏まえ、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各市区町村の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式の活用を市区町村に対して要請しています。</p> <p>・「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査結果等について」(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準的様式を「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が全市区町村の約49%あり、平成29年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準的様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準的様式の積極的な活用を改めて要請しています。</p>
該当法令等		子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項第2号
対応の分類		①、②対応③検討に着手
対応の概要		<p>①、②について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、「平成32年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由(記載項目が不足等)を分析し、早急に実効的な対策(例えば、大都市向けの標準的様式の作成など)を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかける」ととされていることを踏まえ、現在、民間企業、地方自治体、規制改革推進室等と協力して大都市向けの標準的様式を作成しており、その際、企業の負担軽減のため、できる限り項目名や記載要領の統一を図ることとしています。 今後、本年7月を目前に、大都市向けの標準的様式を提示し、平成32年4月入所分からの活用を依頼することとしています。</p> <p>③について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、平成33年度までに、「押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める」とこととされていることを踏まえ、研究を行ってまいります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

⑤

受付日	31年2月13日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	31年4月5日
-----	----------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	経営事項審査における手続き緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 建設業法に基づく経営事項審査にかかる書類等の提出について、例えばデータについては前年度提出からの追加・削除者のみの分の提出でよいとするなど、合理化を図る改善を要望する。</p> <p>【提案理由】 毎年8月ごろに提出を行う経営事項審査においては、建築施工管理技士や建築士などの、建設業に関する資格を有する技術職員について名簿を作成し、その確認書類として、各資格についての合格者証や資格者証などの画像データを、提出する全職員分提出しなければならない。規模の大きい企業においては、毎年提出する技術職員が数千人規模となり、担当者が全員分の資格や業種について、一人ずつ名簿とデータを照らし合わせながらチェックするのに膨大な時間と労力を要している。 上記の改正により、特に技術者数の多い会社における経営事項審査の提出にあたっての業務量の削減が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査は、公共工事を元請として直接請け負おうとする全ての建設業者を対象に、各公共発注者による競争参加資格審査に資するよう、経営状況、経営規模や技術力等の観点から、客観的な指標による点数評価を行う制度であり、その公正性を担保するため、確認書類を徴求して行政庁が審査を行うこととしているところです。	
該当法令等	建設業法第27条の23	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	当該手続については、「行政手続コスト削減に向けて」(平成30年4月24日)において、「経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する」とされており、これを受け、国土交通省ではアンケート調査等を通じた検討を行っております。 引き続き経営事項審査における添付書類の削減に努めてまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

⑥

受付日	31年2月15日	所管省庁への検討要請日	31年3月22日	回答取りまとめ日	元年7月25日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	自動車登録における印鑑証明書事前承認手続きの統一化・簡素化
具体的内容	<p><b>【提案の具体的内容】</b>                  自動車登録申請手続きにおける印鑑証明書の事前承認手続きについて、各運輸支局・自動車検査登録事務所における手続きを、次の通りに統一化・簡素化すべきである。                  (1)事前承認申請における申請用紙の書式・様式および提出書類を統一化すべきである。                  (2)自動車登録申請において、事前承認を受けている事実を証明するための表示方法を統一化すべきである。                  (3)一つの運輸支局・自動車検査登録事務所事前承認を得た場合、全国の運輸支局・自動車検査登録事務所まで同手続きを不要化すべきである。                  (4)事前承認の効果を継続するための検認手続きを、現行の「3か月毎」から「12か月毎」へ変更するとともに、初回の事前承認申請時において提出した書類の再提出を不要とすべきである。                  (5)事前承認の効果を継続するための継続手続き(承認手続き、更新手続き)については、全国一律で「5年毎」に統一すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b>                  運輸支局・自動車検査登録事務所で印鑑証明書の事前承認手続きを行うことで、運用上、道路運送車両法に基づく自動車の登録の申請手続きにおいて、印鑑証明書の添付が不要となる。しかし、事前承認手続きに係る申請手続き等の運用が全国で統一されていないうえ、同じ書類を何度も提出する必要があるため、申請者に大きな負担がかかっている。                  加えて、事前承認の効果を継続するための検認手続き、継続手続きについては、それぞれ3か月、1～5年毎に行わなければならない、行政との間で複数のやり取りが生じるため、事務処理上のミスも発生しやすい。要望が実現すれば、申請者・行政の双方において負担が軽減され、事務処理上のミスも減少する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	所有権の公証を目的とする自動車の登録申請においては、真正かを判断するため印鑑証明書の添付を求めているところ、自動車の製作を業とする者、自動車の販売を業とする者又は自動車運送事業者等においては、登録申請件数を勘案し、予めその印鑑証明書を事前に運輸支局等に届出し、支局長等の承認を得ることで印鑑証明書の提出に代えるものとして運用しております。  なお、検認手続については、印鑑証明書の有効期間が3ヶ月であることを鑑み、3ヶ月毎となっております。	
該当法令等	自動車登録令第16条	
対応の分類	その他	
対応の概要	自動車登録申請における印鑑証明書の事前承認については、これまで運輸支局等毎に、地域の実情に応じて運用されてきているところです。当該承認手続きの統一については、現在の運用から変更することに伴うユーザーへの影響も考慮しつつ、申請者の負担軽減につながる方法について、地域の実情を調査の上、統一化、簡素化が可能か検討してまいります。  なお、個別の提案事項(1)～(5)に関しては、以下のとおり考えております。  (1)及び(2)印鑑証明書の事前承認申請の書式・様式及び提出書類並びに承認の表示方法の統一については、現在の運用から変更することに伴うユーザーへの影響も考慮しつつ、申請者の負担軽減につながる方法について、地域の実情を調査の上、統一化、簡素化が可能か検討してまいります。  (3)印鑑証明書の事前承認については、各運輸支局長等が地域の実情等を踏まえ行っているため、各運輸支局長等からそれぞれ事前承認を得る必要があります。  (4)印鑑証明書の事前承認については、印鑑証明書の有効期間内に限って有効としているため、自動車登録令第16条第3項の規定により、3ヶ月毎が妥当と考えます。  (5)事前承認の期間を5年間に統一することについては、地域の実情等を踏まえながら、可能か検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

⑦

受付日	31年2月15日	所管省庁への検討要請日	31年3月22日	回答取りまとめ日	31年5月24日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」の報告様式の統一
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 産業廃棄物を排出する事業者に提出義務のある「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」について、都道府県・政令市によって異なる報告様式の統一の徹底もしくは、環境省が定めた様式（規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九）でも届出可とすべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならないとされている。また、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出することとされている。また、その処理計画の実施の状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされている。 産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、廃棄物処理法施行規則様式第三号で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。また、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書及び同実施状況報告書についても、廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。 しかし、現状では都道府県等が求める報告書の様式に差異があり、事業者は報告書の提出に時間と労力をかけている。 産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、2017年3月31日の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号）において、規則様式第三号を遵守することの周知が図られているものの、現状では改善が見られない。 このような状況から、上記3つの報告様式の統一の徹底、もしくは環境省が定めた様式（規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九）での提出を可能となるようにすべきである。 併せて、これらの報告書の提出手続について、事務負担の軽減や合理化の観点から電子化を進めるべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状		<p>廃棄物処理法では、多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画、同計画に基づいた実施状況の報告を、また、産業廃棄物を排出する事業者が当該産業廃棄物を他人に委託する際に交付した産業廃棄物管理票の報告を同法施行規則で定められた様式により都道府県等に対して提出することが義務付けられています。 産業廃棄物交付等状況報告書については、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について」（平成29年3月31日環廃産発第1703317号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により廃棄物処理法施行規則で定められた様式を遵守するよう通知を发出しております。 また、産業廃棄物交付等状況報告書ばかりではなく、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書についても、施行規則で定められた様式の利用を徹底するよう、これまでも周知してきたところです。</p>
該当法令等		廃棄物処理法第12条第9項、同条第10項、第12条の3第7項
対応の分類		対応
対応の概要		<p>都道府県等における産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下、「報告書等」という。）については、廃棄物処理法施行規則で定められた様式を用いるよう、都道府県等に対して「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」（平成31年3月29日環循規発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を发出し、その利用を改めて周知しました。また同通知において、報告書等の提出については、紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするよう周知し、電子化の推進を促しております。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

⑧

受付日	元年9月18日	所管省庁への検討要請日	元年10月1日	回答取りまとめ日	元年10月28日
提案事項	税・公金の電子納付の推進				
具体的内容	「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 税・公金の電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブの付与を実施する。				
提案理由	<p>○税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、大量の書面に係る事務処理が官民双方にとって多大な負担となっている。</p> <p>—「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の調査レポート(2019年3月14日)によると、電子納付の利用は約32%に留まる。また、同レポートによると、税・公金収納に係る金融機関全体の主なコストは年間約622億円にのぼる。</p> <p>○本年10月の「地方税共通納税システム」の稼働により、全ての地公体に対して地方法人二税等の電子納付を行える仕組みが実現する予定である。利用可能税目が拡大(固定資産税や自動車税等)されれば、利用者利便の向上に資する。</p> <p>—「成長戦略フォローアップ」(2019年6月21日閣議決定)において、「納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る」とされている。</p> <p>○なお、電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブ付与を実施することは、官民双方にとって有益であると考え。</p>				
提案主体	(一社)全国地方銀行協会				

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	
該当法令等	地方税法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p> <p>なお、納税者においては電子納税を選択することによるメリットが生じることから、こうしたメリットも含めて経済団体等への周知啓発活動に努めてまいりたい。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

⑨

受付日	元年9月20日	所管省庁への検討要請日	元年10月1日	回答取りまとめ日	元年10月28日
提案事項	税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」の推進等				
具体的内容	電子納付の一層の推進のため、地方税共通納税システムの対象税目拡大の検討を加速頂くとともに、納付者(個人・法人)が電子納付を選択しやすくなるよう、政府が経済的・非経済的なインセンティブを設けるなどの対策をご検討いただきたい。				
提案理由	<p>(制度の現状) 地方税共通納税システムについて、賦課税目は対象となっておらず、電子納付推進に向けた上記記載の経済的・非経済的インセンティブ等の施策はなされていない。</p> <p>(要望理由) 税・公金収納等にかかる金融機関全体の処理コストは、約622億円/年(当業態:39億円、1行当たり平均1.0億円)であり、多額のコストを負担している状況(全銀協調査より抜粋)。 金融機関は、行内の事務改善によりコスト削減努力を継続しているところであるが、電子化による窓口処理・紙媒体の取扱いコストの引下げは重要な課題であり、このため、電子納付の一層の推進が必要である。また、関係省庁・収納機関などの関係機関の事務効率化は、収納手数料を負担している社会全体のコストの低下すなわち国民全体のメリットにつながると考える。 現在、地方税共同機構が、地方税共通納税システムについて、固定資産税・自動車税等の賦課税目への対象拡大を検討しているところであり、同検討を加速いただき利用者の利便性向上を図るとともに、各省庁による納付者(個人・法人)への利用啓発活動の更なる推進をご検討いただきたい。 また、納付者(個人・法人)が電子納付を選択するよう、海外の施策の事例も踏まえ、例えば、電子申告利用者の法人税・個人所得税の割引、大手企業への電子納税の義務付けなど、政府が経済的・非経済的なインセンティブを設けること等について、ご検討いただきたい。</p>				
提案主体	(一社)第二地方銀行協会				

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	
該当法令等	地方税法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p> <p>また、納税者においては電子納税を選択することによるメリットが生じることから、こうしたメリットも含めて、経済団体等への周知啓発の働きかけを行っている。</p> <p>さらに、地方団体においても、国税庁と連携しつつ、国税のダイレクト納付と併せて、法人及び税理士会等への周知啓発活動に取り組んでいただくよう要請しているところであり、引き続き、周知啓発活動に取り組んでまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---